

# 茅ヶ崎市民活動サポートセンター 備品貸出利用規約

令和6（2024）年11月改訂

市民活動のイベントや講座などに必要な備品類の貸出（一部館内利用のみ）を行っています。  
個人的な目的、営利目的でのご利用はできません。

## ■ 利用対象

原則、茅ヶ崎市市民活動推進条例で定める「市民活動」を行う団体等

## ■ 貸出備品

「備品借用申請書」に記載。別紙、貸出備品一覧に記載されている物品、数量を参照。

## ■ 持ち出し範囲

原則として、茅ヶ崎市内（一部備品は館内利用のみ）。

## ■ 予約・申込申請

- ・当センターへのデータベース登録団体は、借用開始日の3ヶ月前から電話・FAX またはメールにて予約可。その他の市民活動団体は借用開始日の2ヶ月前から予約受付します。
- ・ご利用前に「備品借用申請書」に必要事項を記入し、窓口まで提出してください。

## ■ 料金（有料備品について）

- ・備品の種類・貸出期間に応じて別途料金を設定しています。  
（1点につき1泊2日500円/300円）貸出時に窓口にてお支払いください。
- ・機器類の動作確認のため、館内にて30分以内のご利用に関する料金は発生しません。

## ■ 期間を延長する場合

- ・延長の旨ご連絡のうえ、有料備品については返却時に延泊分の料金をお支払いください。

## ■ キャンセルする場合

- ・有料無料に関係なく、貸出不要なことが判明した時点で、速やかにご連絡ください。

## ■ ルール

- ・備品の使用にあたっては細心の注意を払い、丁寧に取り扱いってください。
- ・使用終了後は付属品など貸出内容を確認の上、速やかにご返却ください。
- ・備品および付属品が破損や盗難・紛失した場合、返却地縁は必ず報告してください。
- ・備品の譲渡、転貸、占有などの処分、改造、改装はしないでください。
- ・団体側の誤使用、不注意、使用目的以外の使用で生じた損害について、当センターでは一切の責任を負いません。通常の使用による消耗、減価以上の破損や修理が必要となった場合、または不具合が生じた場合は、修理代金相当額を弁償していただきます。
- ・紛失した場合は、備品購入相当額をご負担いただきます。